

○厚生労働省告示第二百二十一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第九項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月二十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表第1の1中<sup>(195)</sup>を<sup>(196)</sup>とし、<sup>(176)</sup>から<sup>(194)</sup>までを<sup>(177)</sup>から<sup>(195)</sup>までとし、<sup>(175)</sup>の次に次のように加える。

(176) ヘルツスマブ（遺伝子組換え）